

請願 第1号

受付 令和2年 2月18日

付託 令和2年 3月 2日

県知事に対し、東海第二原発の再稼働に同意しないことを求める  
意見書提出に関する請願

紹介議員 細谷典男 遠山智恵子

・請願趣旨

2018年11月7日、原子力規制委員会は、営業運転開始から40年の東海第二原発について、20年の運転期間延長を認可しました。同原発は、日本の原発の中で、最も人口密集地に立地し、東日本大震災で被災した原発です。運転期間延長を認めた原子力規制委員会の判断に県民の批判が広がりました。東海第2原発の稼働から、今日まで東海村の人口は約3倍に、都市化によって、半径30キロ圏内に住む人口は94万人に、原発立地地域の中で最も人口密集地域となりました。原発の立地について、国は「人口密集地への原発立地を避けるよう」求め、1964年に制定された「原子炉立地審査指針」に基づき判断されてきました。それにも関わらず原子力規制委員会は、トラブル発生率日本一の、期限切れ老朽原発の運転期間延長審査に当たり、規制の基礎とする国の指針すら考慮しなかったといわれています。県議選や参院選の出口調査などでも県民の7割が再稼働に反対し、また、県内市町村の6割を超える議会で反対の意見書を可決する等、東海第二原発再稼働反対の県民世論が広がる中、再稼働に際しては、茨城県と立地自治体の東海村に、30キロ圏周辺5市の事前了解権を加え「原子力安全協定」が2018年3月に結ばれています。ところが日本原子力発電は、県及び関係自治体の事前了解もなく、再稼働を前提とした防潮堤と格納容器圧力逃がし装置の工事を進め、知事もこれを容認しています。一方で知事は、再稼働については「県民の声を広く聴き、適切に判断していく」と繰り返し述べています。

県民はもとより県外からも東海第二原発再稼働反対の世論は広がり、「広域避難計画」策定が進まない現状は、100万人近い避難は実行不可能であることを示しています。

県民の生命と安全を守る責任を負う知事として、再稼働は絶対に認めるべきではありません。

・請願項目

- 1 大井川和彦茨城県知事に東海第二原発の再稼働に同意しないことをもとめる意見書を提出すること  
以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和2年2月18日

請願者代表

住所 取手市櫛木 352-25

氏名 遠藤 俊夫 ほか673人

取手市議会議長 殿

請願 第2号

受付 令和2年 2月19日

付託 令和2年 3月 2日

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

紹介議員 遠山智恵子

・請願趣旨

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織である茨城県労働組合総連合（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げ等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は27円引き上がり849円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（901円）に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川県では、最低賃金が1000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金849円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。

・請願項目

1. 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
2. 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1500円に引き上げること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上

令和2年2月19日

請願者代表

住所 東茨城郡茨城町谷田部295

氏名 茨城県労働組合総連合

議長 白石 勝巳 ほか1人

取手市議会議長 殿

請願 第3号

受付 令和2年 2月20日

付託 令和2年 3月 2日

## 取手市議会だより「ひびき」紙媒体存続を求める請願

紹介議員 関戸 勇

### ・請願趣旨

令和2年1月15日発行の取手市議会だより「ひびき」を見て驚きを隠し得ません。紙による発行を取りやめ、Web版にされるとのこと。確かにICT(インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー=情報通信技術)化は時代の趨勢でしょう。されど、ICTは合理性の代償として膨大な情報弱者を生みだしていることは紛れもない事実です。また、時代がICTへと進む裏には高齢化社会という力学が働いていることも無視できません。労働人口の不足を補うという現実がそうさせているからです。確かに私企業にあつては自らの商品やサービスを売るためにターゲットを絞り込み、そこに情報を的確に送るにはICTは合理的でしょう。何故ならターゲットには初めから情報弱者は含まれていないからです。むしろ切り捨ててこそ合理的だからです。

翻って地方公共団体にあつてはすべての住民がターゲットです。一人たりとも情報弱者を生んではならないのです。それが「市議会だより」ならなおさらのことです。言うまでもなく市議会は市民に開かれてこそ存在意義があります。市民もまた市政に参加する権利と義務を有します。であるならば、市議会が例え市民の一部であれ、知る権利を奪う行為は許されるものではありません。

高齢化社会と市政の視点から述べます。私たちは得てして高齢者を福祉や医療、バリアフリーなど“護る”視点でとらえています。それも大切なことですが、社会参加の道を保障することこそ最も重要といえます。高齢者も市民であり、主権者であり、知る権利を持っているからです。取手市の2019年における高齢化率は33.8%にも上り、全国の28.1%を大きく上回っています。18歳以上の有権者に限れば半数近くに及ぶものと思われまふ。ICTで生じる情報弱者が高齢者としたならば、取手市議会だより「ひびき」のWeb化は暴挙とのそしりは免れないでしょう。

取手市には誇るべき「取手市議会基本条例」があります。その前文、目的、基本理念からも、取手市議会だより「ひびき」の紙媒体の廃止はとどまるべきと存じます。

議員各位の賢明なる判断を願ってやみません。

### ・請願事項

1. 取手市議会だより「ひびき」紙媒体を存続すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。

令和2年 2月20日

請願者代表

住所 取手市白山1-8-5

氏名 神原 禮二

取手市議会議長 齋藤 久代 殿